



長野県長野保健所指令 28長保第51-6号

千曲市上山田温泉1-69-3
株式会社 上山田ホテル

平成28年10月4日 付で申請のありました温泉利用については、温泉法（昭和23年法律第125号）第15条第1項の規定により次のとおり許可します。

平成28年10月17日

長野県長野保健所長



- 1 浴用・飲用の別
飲用
- 2 温泉利用施設の名称
上山田ホテル
- 3 温泉利用施設の所在地
千曲市上山田温泉1-69-3
- 4 許可の条件
使用源泉：
所在地 千曲市上山田温泉4-29-4他
名称 上山田温泉株式会社26号、27号、30号、32号、
35号、40号、41号、43号、46号源泉の混合泉



所在地 千曲市上山田温泉1-69-3 施設名 上山田ホテル(飲用)

温泉の成分・禁忌症・適応症等

成分等

- | | |
|---------------------------|---|
| 1 源泉名 | 千曲市上山田温泉4-29-4 上山田温泉株式会社26号源泉
千曲市上山田温泉4-20-4 上山田温泉株式会社27号源泉
千曲市上山田温泉4-17-5 上山田温泉株式会社30号源泉
千曲市上山田2782-1 上山田温泉株式会社32号源泉
千曲市上山田3813-413 上山田温泉株式会社35号源泉
千曲市上山田2727-1 上山田温泉株式会社40号源泉
千曲市上山田2299-1 上山田温泉株式会社41号源泉
千曲市上山田2962-2 上山田温泉株式会社43号源泉
千曲市上山田941-4 上山田温泉株式会社46号源泉 の混合泉 |
| 2 温泉の泉質 | アルカリ性単純硫黄温泉 (低張性 アルカリ性 高温泉) |
| 3 温泉の温度 | 源泉 44.0 ℃
使用位置 42.0 ℃ |
| 4 温泉の成分 | 温泉分析書のとおり |
| 5 温泉分析年月日 | 平成22年8月12日 |
| 6 登録分析機関の
名称及び登録番号 | 社団法人 上田薬剤師会
長野県第7号 |
| 7 加水の理由 | — |
| 8 加温の理由 | — |
| 9 循環の理由 | — |
| 10 入浴剤の名称又は
消毒方法及びその理由 | — |

禁忌症・適応症及び入浴上の注意

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1 禁忌症 (飲用) | なし |
| 2 適応症 (飲用) | 耐糖能異常 (糖尿病)、高コレステロール血症 |
| 3 入浴の方法及び注意 | 別紙のとおり |
| 4 禁忌症・適応症決定年月日 | 平成28年10月17日 |
| 5 決定者 | |

長野県長野保健所長



飲用の方法及び注意

温泉は、湧出後、時間の経過とともに変化がみられるため、地中から湧出した直後の新鮮な温泉が最も効用があるといわれているが、それぞれの泉質に適する用い方をしなければ、かえって身体に不利に作用する場合もあるので、温泉の飲用は以下の事項を守って行う必要がある。

なお、温泉を飲用に供する場合は、当該施設の設置者等は新鮮な温泉を用いるとともに、源泉及び飲泉施設について十分な公衆衛生上の配慮を行う必要がある。

- ア 飲泉療養に際しては、専門的知識を有する医師の指導を受けること。また、服薬治療中の人は、主治医の意見を聴くこと。
- イ 15歳以下の人については、原則的には飲用を避けること。ただし、専門的知識を有する医師の指導を受ける飲泉については例外とすること。
- ウ 飲泉は決められた場所で、源泉を直接引いた新鮮な温泉を飲用すること。
- エ 温泉飲用の1回量は一般に100～150mL程度とし、その1日の総量はおよそ200～500mLまでとすること。
- オ 飲泉には、自身専用又は使い捨てのコップなどの衛生的なものを用いること。
- カ 飲泉は一般に食事の30分程度前に行うことが望ましいこと。
- キ 飲泉場から飲泉目的で温泉水を持ち帰らないこと。
- ク 飲用する際には、誤嚥に注意すること。

(注) 誤嚥とは、うがいや焦って飲むことなどにより、肺や気管に水分を吸いこんでしまうことをいう。なお、嚥下障害を発症している人は飲泉を行わないこと。